

議第80号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市民体育館、三島市錦田グラウンド、三島市文教テニスコート、三島市北上グラウンド、三島市南二日町人工芝グラウンド、長伏グラウンドA、長伏グラウンドB、長伏グラウンドC、三島市民温水プール、長伏プール、上岩崎プール

2 指定管理者となる団体

シンコースポーツ・アズビルグループ

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月10日提出

三島市長 豊岡 武士